

多治見市移住・定住サポートブック広告募集要項

多治見市では、市の様々な媒体に民間企業などの広告を掲載することにより自主財源の強化を図るため、有料広告の募集を行っています。今回、広告を募集する媒体は「多治見市移住・定住サポートブック」です。

「多治見市移住・定住サポートブック」は、多治見市への移住を検討する方に市の魅力や各種支援・制度を紹介することを目的に制作・発行し、ハウスメーカーや不動産事業者に設置いただくほか、移住定住関係のイベント等でも配布します（予定）。

1 広告の概要

掲載場所	広告の規格	募集枠数	制作予定冊数
冊子裏表紙	縦 9.0cm×横 9.0cm	4 枠	3,000 冊

※【別紙】広告掲載イメージも併せてご覧ください。

2 広告の掲載期間

令和9年2月から令和10年3末日まで

※上記の掲載期間は最低保証期間であり、サポートブックの更新状況によっては、掲載期間が延長されることがあります。

3 広告料金

40,000 円／枠

※制作予定冊数は予定であるため、変更する場合があります。その場合においても、広告料金は変更しません。

4 応募方法

持参又はメールにより受け付けます。

(1) 募集期間：令和8年10月26日（月）から11月30日（月）まで

※応募枠数が募集枠数に達した場合、上記期間内であっても募集を締め切ります。

(2) 持参の場合

受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分～午後4時30分

受付場所：多治見市役所人口対策戦略室（本庁舎4階南側）

(3) メールの場合

受付期限：令和8年11月30日（月）午後5時00分必着

送 信 先：kikaku@city.tajimi.lg.jp

5 提出書類等

(1) 次の書類等を持参又はメールにより提出してください。

ア 【様式1】 広告掲載申込書（以下、「申込書」という。）

イ 【様式2】 宣誓書兼同意書

ウ 広告の電子データ

※ファイル形式：ai/jpg/png/eps/psd のうちのいずれか

※解像度：350dpi 以上または 1240px 以上

※広告の電子データ制作に係る費用は、応募者の負担となります。

【持参による場合】

・ 広告の電子データは CD-R に格納して提出してください。

【メールによる場合】

・ 記載済みの様式 1 及び 2 をスキャナーや変換等により PDF ファイルにして提出してください（ワードファイルでの提出は、受け付けません）。

・ メール送信後に、必ず電話連絡で受信確認を行ってください。

（2）応募の注意事項

ア 提出した申込書は、期間内であっても、引換え、変更、又は取り消すことができません。

イ 申込書の記載事項のうち価格を訂正したものは、無効として取扱います。

ウ 申込書に記載する住所・氏名は、住民登録上の住所・氏名（法人にあっては商業登記上の所在・商号）を記載して下さい。

エ 応募にあたっての費用は、全て応募者の負担となります。

オ 提出された書類は、返却しません。

6 応募条件

（1）次の要件に該当する者は、応募することができません。

ア 多治見市の市税及び諸納付金に滞納がある者

イ 多治見市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当すると認められる者

ウ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生、更生手続中の事業者

カ その他市長が不適当と認めるもの

（2）次の要件に該当する業種は、応募することができません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等に該当する業種

イ 消費者金融業

ウ たばこの製造業及び販売業

エ ギャンブルに係る業種

オ 公序良俗に反する者で市長が不適格と認めた者

7 掲載できない広告

次の要件に該当する広告は、掲載することができません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張が含まれるもの
- (6) 個人の名刺広告（単に個人の氏名を表示し、公衆に周知する広告をいう。）
- (7) 射幸心をそそるもの
- (8) その他広告掲載として不適当であると市長が認めるもの

8 審査・広告掲載の決定

(1) 審査

提出いただいた広告の電子データを、多治見市広告掲載取扱要綱（平成 19 年告示第 55 号）に規定する多治見市広告審査委員会で審査した上で、掲載の可否を決定します。

なお、応募枠数が募集枠数に満たない場合であっても、審査を行います。

(2) 広告掲載の決定

応募枠数が募集枠数を超えた場合は、先着順で決定します。

(3) 結果の通知

広告掲載の決定の結果は、全ての応募者に通知します。

(4) 広告掲載の取り止め

応募枠数が募集枠数に満たない場合、広告掲載を取り止める場合があります。

9 広告掲載料金の納入

広告掲載が決定した応募者には、令和 8 年 12 月上旬に市から納入通知書を郵送します。納入通知書に定める納期限までに、納入通知書に定める金融機関で広告掲載料金を納めてください。

10 多治見市移住・定住サポートブックの制作

- (1) 多治見市移住・定住サポートブックに掲載する枠の位置は、市で決定します。掲載位置の希望はできません。

- (2) 提出された広告の電子データをそのまま多治見市移住・定住サポートブックに掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容やサイズ等に間違いのないようご注意ください。

11 広告掲載の取消し

次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定

を取り消したときは、既に納付した広告掲載料金は返還いたしません。

- (1) 虚偽の申込みによって、広告掲載の決定がなされたとき。
- (2) 広告掲載料金が指定する期日までに納入されないとき。
- (3) 広告主が、広告掲載の決定後、本募集要項の規定に反する業種や事業者となったとき。

12 その他の注意事項

- (1) 市は、広告の内容や広告掲載に係るトラブル・問合せ等については、一切対応しません。広告主において対応していただきます。
- (2) 市は、広告の内容や広告掲載に関する責任は、一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。

13 質問

本募集要項について質問がある場合は、【様式3】質問票を提出してください。提出は、持参又はメールとします。指定の様式を用いない質問、口頭による質問は受け付けません。

- (1) 質問受付期間：令和8年10月26日（月）から同月28日（水）まで
- (2) 持参の場合
受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分～午後4時30分
受付場所 多治見市役所人口対策戦略室（本庁舎4階南側）
- (3) メールの場合
送信先：kikaku@city.tajimi.lg.jp
- (4) 回答方法 多治見市人口対策戦略室のホームページで公開します。

以上

【お申込み・お問合せ先】

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町二丁目15番地

多治見市役所 人口対策戦略室

TEL：0572-22-7188

FAX：0572-24-0621

メール：kikaku@city.tajimi.lg.jp